

ご案内

新規購入のご案内  
東京都シルバーパス

満70歳以上の都民の方は、都内の民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」(9月30日まで有効)が購入できます(毎年9月に更新が必要)。

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

市民会議を開催します。障がい・ハンディキャップのある方、子育て世代、学生など、さまざまな立場の方の参加をお待ちしています。

市内在住、在勤、在学の16歳以上の方

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

①5月20日(水)午後7時～9時②5月24日(日)午前10時～正午③6月24日(水)午後7時～9時④6月28日(日)午前10時～正午

10時～午後4時  
場同センター

「生きる力・働く力の獲得」を目的に、劇や音楽その他創作活動、料理、合宿等

※応募多数の場合、4月25日午前に抽選会を行いますので出席して下さい。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

センター職員 他  
定①25人②20人③15人(いずれも申し込み順)

①8000円②9300円③7000円

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター(☎729・0747)へ。

場を開催します。  
※対象品目をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

①4月18日(土)午前10時～午後2時30分

該当する方は  
申請を  
各種福祉手当

下表の要件に該当する方には手当が支給される場合があります(表は概要のため、認定とならない場合有り)。既に受給中の方の手続きは不要です。最近転入し、前住所地で手当を受けていた方は新たに手続きが必要です。

①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳=1～3級程度②愛の手帳=1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がい、精神障がいがある ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中の方、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。

①②のいずれかに該当する20歳以上の方 ①身体障害者手帳=1・2級程度及び愛の手帳=1・2度程度の障がい重複している(重複していない方でも該当する場合有り)②常時特別な介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。

①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①身体障害者手帳=1・2級程度②愛の手帳=1・2度程度③常時介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。

①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳=1・2級②愛の手帳=1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。

①～③のいずれかに該当する、常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③重度の肢体不自由者で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っているのが困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。

各種福祉手当一覧 2015年4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)
特別児童扶養手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳=1～3級程度②愛の手帳=1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がい、精神障がいがある ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中の方、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	国民年金法障害等級1級=5万1100円、国民年金法障害等級2級=3万4030円(2015年3月分までは1級=4万9900円、2級=3万3230円)
特別障害者手当	①②のいずれかに該当する20歳以上の方 ①身体障害者手帳=1・2級程度及び愛の手帳=1・2度程度の障がい重複している(重複していない方でも該当する場合有り)②常時特別な介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	2万6620円(2015年3月分までは2万6000円)
障害児福祉手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①身体障害者手帳=1・2級程度②愛の手帳=1・2度程度③常時介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	1万4480円(2015年3月分までは1万4140円)
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳=1・2級②愛の手帳=1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円
重度心身障害者手当	①～③のいずれかに該当する、常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③重度の肢体不自由者で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っているのが困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円

※扶養義務者=申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等

「子ども総務課」では、市民編集委員が講座等に参加した様子を紹介します。また、「みんなの学びバカ」では、学び場や学びの機会を紹介しています。

配布場所市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

市内や近隣で4～6月に催される成人向けの講座・イベント等の情報を掲載しています。「講座・イベント体験」

「子ども総務課」では、市民編集委員が講座等に参加した様子を紹介します。また、「みんなの学びバカ」では、学び場や学びの機会を紹介しています。

配布場所市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

市内や近隣で4～6月に催される成人向けの講座・イベント等の情報を掲載しています。「講座・イベント体験」

「子ども総務課」では、市民編集委員が講座等に参加した様子を紹介します。また、「みんなの学びバカ」では、学び場や学びの機会を紹介しています。

配布場所市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

ご案内

新規購入のご案内

東京都シルバーパス

市民会議を開催します

障がい・ハンディキャップのある方

子育て世代、学生など

さまざまな立場の方の参加

をお待ちしています

市民会議を開催します

障がい・ハンディキャップのある方

子育て世代、学生など

さまざまな立場の方の参加

をお待ちしています

市内在住、在勤、在学の16歳以上の方

①5月20日(水)午後7時～9時

②5月24日(日)午前10時～正午

③6月24日(水)午後7時～9時

④6月28日(日)午前10時～正午

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター

(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター

(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター

(☎729・0747)へ

①5月7日までに電話で町田第3高齢者支援センター

(☎710・3378)へ②4月15日～5月2日に電話で堺第2高齢者支援センター

(☎797・0200)へ③5月11日までに電話で町田第2高齢者支援センター

(☎729